

公益社団法人広島消費者協会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島消費者協会定款第7条の規定にもとづき、会員の会費について定める。

(会費)

第2条 正会員の会費は、年額を1,000円とし、会費収入の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

2 賛助会員の会費は、年額を1010,000円とし、会費収入の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(臨時会費)

第3条 特別の費用を必要とする場合の臨時会費の額は、そのつど理事会で定めるものとする。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年度6月末までに前納しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に会費を納入するものとする。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。